

令和元年度 第4回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 令和元年7月22日(月) 午後1時30分～午後2時30分

2、会議場所 播磨町役場 3階 A会議室

3、出席委員氏名

1番 佐伯 幸男	2番 福壽 洋三	3番 日和佐 修	4番 井澤 信良
5番 藤谷 昇	6番 三宅 孝英	7番 浅原 清治郎	8番 梅谷 良治
9番 岩本 宏司	10番 澤田 秀隆		

出席委員 10名 欠席委員 0名

4、農業委員会事務局職員

事務局長 坂上 哲也 主事 永井 愛

5、議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと

議案第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出のこと

議案第13号 農地法第3条第2項第5号括弧書に定める別段面積のこと

令和元年度 第4回播磨町農業委員会

日時：令和元年7月22日

開会 午後1時30分

○議長 ただ今から開会させていただきたいと思います。本日は、10名全員出席ということで、定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたしております。

次に議事録署名委員でございますが2番の福壽委員さんと3番の日和佐委員さんをお願いいたしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、議事目録に従って、進めさせていただきます。

議案第11号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 ありがとうございます。それでは現地調査をしていただいた、藤谷委員さん、説明をお願いいたします。

○藤谷委員 状況を説明します。まず、この地図で田んぼの [REDACTED] の面積の一部、10平米を [REDACTED] さんが取得するということです。

○議長 [REDACTED] と [REDACTED] ですよ。一部ということですね。

○藤谷委員 [REDACTED] さんの土地に隣接しているところで、少しずつ、細く三角形になっています。その部分を、自分の田んぼに入るのに取得しましたということです。

○議長 委員さんの方で、御質問はございませんか。

○佐伯委員 5月の時点で、報告という形であがってきた104平米、このときは名前が [REDACTED] さんになっているのですが、今度は [REDACTED] さんになるのですか。

○藤谷委員 ■■■■■さんのところの上に田んぼがあるのですよ。■■■■■が買収した土地ですね。その間口が残るわけです。その土地の残ったところが、自分のところの入り口になるので取得しました。

○議長 これは、採決事項ということでございますので、賛成の皆さん方の挙手をお願いしたいと思います。

(挙手全員)

○議長 ありがとうございます。全員の賛成ということですので、11号は、原案のとおり許可することといたします。

次に、第12号議案「農地法第5条第1項第6号の規定による届出のこと」を議題とします。事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 それでは、6ページの1番を調査していただいた日和佐委員さんの報告をお願いします。

○日和佐委員 報告いたします。地図は8ページの方で、斜線を引いてあるところです。写真は2番目ですね。3つに分けてありますけれども、実際は一筆だけです。場所的には■■■■■、■■■■■の北側になります。全部で1,952平米ですか。本人さんに聞いたところによると保全管理も大変で、お金もかかるし、女手一つなので、シルバーさんに頼んでやっていたのですけれども、もう管理できないということで、今回、出てきました。周りも、本当に家が建ってしまって、何も無いところなので、別に問題はないと思います。このように大きな田んぼで残っているのはもうここだけですね。

○議長 今は、何が植わっているのですか。

○日和佐委員 いや、何も植わっていません。開発が出ているので、看板がありません。

○議長 この土地の南に■■■■さんとありますが、ここがお家なのですか。

○日和佐委員 いいえ、違います。まだ、ずっと右側の方に、■■■■、■■■■さんの土地がありまして、その上の方の■■■■さんですね。

○議長 大きな土地ですね。

○日和佐委員 そうですね。

○議長 何年も前から、このように稲作をされていないのですか。

○日和佐委員 3年か4年くらい前までは、田植えをやっていました。それも、どこかに頼んでですね。それも、年がたってできないということで、ずっと保全管理をしていたのですけれども、それも大変だということみたいですね。

○議長 皆さん、ほかに何か御質問ございませんか。これだけの土地だったら何戸ぐらい建つのですか。

○日和佐委員 11軒、建てると言っていましたね。

○議長 そうですか。御質問等ございませんか。なければ市街化区域の転用ということで、農地転用届を受理することに決定いたしたいと思えます。続きまして、2番、現地調査をいていただいた梅谷さん、お願いします。

○梅谷委員 9ページをお開き願いたいと思います。それと、地図につきましては、1ページの一番下です。場所的に■■■■の中です。それより、ちょっと右の方に行けば■■■■、その斜線の横に■■■■というお寺があります。現状も既に、宅地です。それで、斜線の部分につきましては、一応住宅が建っています。これは40年くらい前ですか、借家用として建てたところですか。それ以前には、この斜線の部分には農業倉庫ということで、もみすりなんかはそこでやっておられました。なので、ここ造成してから何十年、60年、70年くらい前

には、農業用倉庫としてあったところですが、現状、住宅になっていますので、始末書をつけて提出して、問題ないと思います。

○議長 かなり、地上げしていますね。ブロックが積んでありますね。

○梅谷委員 ここは住宅地の一画なので、かなり地上げはしていますね。

○議長 ■■■■■のちょっと東側になりますね。

○梅谷委員 この斜線の引いてある、下の一画がその土地です。もう一つ、斜線の下の方にも住宅があります。

○議長 この地図に■■■■■さんと書いていますが、これは関係ないのですか。

○梅谷委員 去年の秋ごろに亡くなって、兄弟がこの3名が相続人ということです。その一角を、こちらには誰もおりませんので、この一角をもう売ってしまうということです。

○議長 ここの地目は畑なのですか。

○梅谷委員 60年前から地上げして倉庫が建っていましたので、はっきりしたことはわかりませんが、地目は畑として残っていたのだと思います。

○議長 委員さん方、ございませんか。これも市街化区域の転用ということで農地転用届を受理することに決定をいたします。続きまして、3番の現地調査をしていただいた井澤委員さん、お願いをいたします。

○井澤委員 地図は10ページ、写真は2ページの1番上に。まずは、10ページをごらんいただきたいと思います。場所ですが、斜線の部分は、その右側に南北斜めに走っています道路、これの一番下側は、国道■■■■■の■■■■■の信号を上がったところです。先月に、ちょうど斜線の部分の右側ですね、5条の届出が出されました。

○議長 そうですね。

○井澤委員 それの左側ということで今回、出てきました。ここに斜線部分4筆あるのですが、右側の2筆が私の担当で、左側は福壽委員の担当で

す。

○議長 その上が、この間、佐伯さんの担当だったところですね。

○井澤委員 場所は、そういうところでして現地は農地です。写真からもわかるのですが、雑草の背の高いものが、部分的に生えております。前面を覆っているわけではないのですけれども、部分的に生えた状態の農地です。この辺りは、もうあと農地として残るのは、斜線の部分の下側で、ちょうど [REDACTED] と書いてあるところですが。ここは写真にある以上に、雑草が高く生い茂っていますので、実際、農地として活用されているかどうかは疑問を感じますね。水路は、斜線の下側の部分に沿って細くはしっております。周りは住宅地になっていますので、問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

○議長 3番につきまして説明がございました。委員さん方、御質問はございませんか。

○梅谷委員 問題なし。

○議長 問題なしということで、市街化区域の転用ですので農地転用届を受理することにいたします。続きまして、隣接地4番、調査していただきました福壽委員さん、お願いいたします。

○福壽委員 4番の方なのですが、同じく地図は10ページ、写真は2ページの真ん中になります。ちょうど、 [REDACTED] の [REDACTED] と [REDACTED] の [REDACTED] ということで、隣接する3筆にわかれたところをこのたび分譲住宅用地を建てるということで届出されました。こちらの方ですね、先ほど井澤委員さんの方からも報告がありましたが、東西にはしる大きな水路の方に [REDACTED] があります。こちらから左下の方、 [REDACTED] の [REDACTED] の方に流れ込みます水路になっており

ます。こちらの方も同じように隣接する土地が全て分譲地ということになります。特に水路については、これで、左の方が下になるのですけれども、住宅街になっていますので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長 はい。これは両者から説明がありましたが、3番と4番は■■■■■
■■■■■さんがされるということで、進入路は設けられるので、問題はないのではないかと思います。委員の皆さん方、御質問ございませんか。

○梅谷委員 なし。

○議長 市街化区域の転用ということで、農地転用届を受理することにいたしたいと思います。続きまして、5番、調査をしていただいた浅原委員さん、報告をお願いいたします。

○浅原委員 地図は11ページを見てください。写真は、2ページの一番下です。周りは全部住宅で、最後の農地だと思います。

○議長 駐車場とこの田んぼの間に、空き地があるようですが、ここは何になっているのですか。

○浅原委員 ここは何もなかったように思います。

○議長 もう一つ、浅原さん、上の余白部分は、今、現状はどうなっているのですか。この■■■■■と書いてあるところです。

○浅原委員 もう、家が建っていますよ。

○議長 家が建っているのですか。

○浅原委員 ここは、私が前に報告したところです。早いですね。もう、分譲して家が完全に建っています。あっという間ですね。

○議長 ほかに、御質問とか御意見ございませんか。なければ、市街化区域の転用ということで農地転用届を受理することに決定いたします。

次に6番、調査していただきました日和佐委員さん、お願いをいたします。

○日和佐委員 地図は12ページです。

○議長 合わせて、7番も一緒に報告してもらいましょうか。

○日和佐委員 はい。地図は12ページの方で、写真は3番目です。その写真を見ていただいたとおり、地目は田なのですが、今は植木を置いたりして、資材置き場としても使っています。その土地自体が、
さんの家の敷地内になっておりまして、聞くところによると、娘さんの家を建てるために、ここを譲るということでした。自分の敷地内ですし、周りも住宅地なので問題ないと思います。以上です。

○議長 何で地番がとんでいるのでしょうか。、、です
ね。

○日和佐委員 昔になるのですが、今のさんのところがさんの土地
だったと思うのです。

○議長 これは、さんのところですか。

○日和佐委員 そうです。さんの土地です。

○議長 面積は46平米、54平米、2.93平米と4.71平米ですね。
6番、7番合わせまして、御意見、御質問ございませんか。なければ、市街化区域の転用ということで、農地転用届を受理することにいたします。それでは、議案第13号「農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段面積のこと」を議題といたします。説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 これは、今、説明もあったのですが、毎年定めるわけですね。

○事務局 毎年見直しすることになっています。

○議長 今から委員の皆様にご意見を聞くのですけれども。昨年、20アールに定めていますし、1年間でこの数値を変えるという必要性は、今はないように思うのですけれどもね。皆様方、御意見ございませんか。明石が10アールにしたというのは、どんな理由なのですか。

○事務局 市街化区域に限っては、10アールにしていますね。

○議長 最初の議案で、■■■■さんは20アールないけれども、特別だったのでよね。あれは、農地法3条のどのような規定があるのですか。隣接地に限るとか、そんな縛りがあるのですか。

○事務局 位置や面積、形状等から隣接地と一体として利用しなければ、困難な場合ですね。このA3の5番のところですよ。

○議長 隣接地と一体利用ですね。こういう場合は、20アール以下であっても例外として認めるということですね。

○事務局 はい。取得できます。

○議長 委員の皆さん、いかがですか。今、提案がありました、今年も20アールでいこうという話でございます。

これも、採決をさせていただきます。原案のとおり、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 ありがとうございます。全員賛成ということで、原案のとおり決定をさせていただきたいと思っております。本日の議案は、これで終了しました。ありがとうございます。

上記のとおり、会議録を調整する。

令和元年7月22日

議 長 澤田 秀隆

議事録署名人 福壽 洋三

議事録署名人 日和佐 修